

13 広域応援、自演隊等の災害派遣等に関する資料

13. 1 九州・山口9県災害時応援協定書

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第2条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第3条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第5条第1号から第5号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第4条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるとき

は、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号から第5号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事 小川 洋 佐賀県知事 古川 康

長崎県知事 中村 法道 熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県知事 広瀬 勝貞 宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 沖縄県知事 仲井眞 弘多

山口県知事 二井 関成

13. 2 九州・山口9県災害時応援協定実施要領

九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総合的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
 - 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
 - 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。
- 2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。
- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
 - 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
 - 三 応援担当県の割当てに関すること。
 - 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
 - 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
 - 六 広報に関すること。
 - 七 その他応援に必要な業務に関すること。
- 3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。
- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当ててる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

- 2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。
- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

(応援担当県等による応援)

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

- 2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
- 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
- 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

- ア 応援をした県が定める規程により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
- イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部 消 防 防 災 課
佐 賀 県	統 括 本 部 消 防 防 災 課
長 崎 県	危 機 管 理 監 危 機 管 理 課
熊 本 県	知 事 公 室 危 機 管 理 防 災 課
大 分 県	生 活 環 境 部 防 災 危 機 管 理 課
宮 崎 県	総務部危機管理局 危 機 管 理 課
鹿 児 島 県	危 機 管 理 局 危 機 管 理 防 災 課
沖 縄 県	知 事 公 室 防 災 危 機 管 理 課
山 口 県	総 務 部 防 災 危 機 管 理 課

13. 3 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

鹿児島県と岐阜県（以下「両県」という。）は、宝暦年間に木曾三川治水工事を完遂させた薩摩義士の偉業をたたえ、その精神的な絆をもとに、昭和46年7月、姉妹県盟約を締結し、様々な交流を行ってきた。本年、姉妹県盟約締結40周年を迎えるにあたり、改めて偉業を成し遂げた先人の精神を受け継ぎ、両県の絆を将来に向かってさらに深めるため、次のとおり災害時における相互応援について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両県いずれかにおいて大規模な広域災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができない場合に、被災していない県（以下「応援県」という。）がきめ細かく集中的な応援を実施することにより、被災県における災害応急措置や災害復旧対策が迅速かつ円滑に進められるとともに、平時において両県が防災協力体制を構築し、防災対策の実効性を向上させることを目的とする。

（連絡の窓口）

第2条 両県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力体制に関する連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。連絡窓口に変更があったときについても、同様とする。

（災害時の初動体制）

第3条 次に掲げる事態が被災県において発生した場合、応援県は、速やかに災害支援対策本部を設置する。

- (1) 大規模な広域災害が発生し、被災県から応援要請があった場合
- (2) 震度6強以上の地震が観測された場合
- (3) 第6条に基づき、自主的に応援を実施する場合

2 応援県は、被災県のニーズ等を的確に把握するため、速やかに情報収集班を被災県の災害対策本部に派遣する。

3 応援県は、集中的な応援につなげるため、被災県と連携・協議の上、被災地の中から支援箇所を決定し、必要に応じて、被災県内に現地支援連絡所を開設することができる。

（災害時の応援内容）

第4条 災害応急時及び災害復旧時の応援内容は、次の各号に掲げる事項のもののほか、被災県から要請のあった事項とする。

- (1) 必要な物資・資機材等の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) 被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) その他災害応急措置及び災害復旧対策に必要な事項

（応援要請の手続き）

第5条 被災県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援県に対し、まず電話、電子メール又はファックスにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(要請によらない応援)

第6条 応援県は、大規模な広域災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合、前条の規定による応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

(平時の防災協力体制の構築)

第7条 両県は、次の各号に掲げる事項について、定期的に資料及び情報の交換を行うとともに、資料及び情報提供の要請があった場合には、これに協力するものとする。

- (1) 地域防災計画その他防災に関する計画又は施策
- (2) 備蓄物資の状況
- (3) 災害又は防災に関する調査研究成果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する事項

2 両県は、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、相互に協力するものとする。

- (1) 講習会への講師の派遣等の人材交流
- (2) 情報伝達訓練等への参加
- (3) 連絡会議の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災政策の推進協力のために特に両県が必要と認める事項

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、両県が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、両県が個別に締結した災害発生時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、両県が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年11月7日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両県知事署名の上、各自1通を保有する。

平成23年11月7日

鹿児島県

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

岐阜県

岐阜県知事 古田 肇

13. 4 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

鹿児島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県（以下「相手県」という。）の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

（応援等に関する連絡窓口及び情報交換）

第1条 鹿児島県及び静岡県（以下「両県」という。）は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

（平常時の協力）

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

（災害発生時の応援）

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

（災害復旧時の応援）

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、

電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年11月14日

鹿児島県
鹿児島県知事

静岡県
静岡県知事

13. 5 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全国知事会会長
京都府知事

山田啓之

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼玉県知事

上田清司

北海道東北地方知事会会長
北海道知事

斎藤けいみ

関東地方知事会会長
静岡県知事

川勝平太

中部圏知事会会長
愛知県知事

大村秀幸

近畿ブロック知事会会長
奈良県知事

荒井正喜

中国地方知事会会長
岡山県知事

石井正弘

四国知事会常任世話人
徳島県知事

飲泉吾竹

九州地方知事会会長
大分県知事

広瀬勝貞

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

13. 6 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受

けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長

井戸敏三



九州地方知事会
会長

広瀬勝貞



13. 7 鹿児島県消防相互応援協定

鹿児島県内消防相互応援協定の締結について

鹿児島県内の市町村及び消防の一部事務組合が平成18年10月25付けで締結した鹿児島県消防相互応援協定を廃止し、新たに以下の協定を締結する。

鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

- 2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。
- 3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

（応援要請）

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

- 2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。
 - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
 - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
 - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
 - (5) 使用無線系統
 - (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援の中断)

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費

イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料

ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用

ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成**30**年**12**月**20**日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のう
え、各自1通を所持するものとする。

平成**30**年**12**月**20**日

鹿 児 島 市 長

森 博 幸



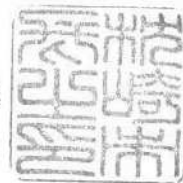
鹿 屋 市 長

中 西 茂



枕 崎 市 長

前 田 祝 成



阿 久 根 市 長

西 平 良 将



出 水 市 長

椎 木 伸 一



指 宿 市 長

豊 留 悦 男



西之表市長

八板俊輔



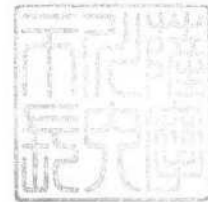
垂水市長

尾脇雅弥



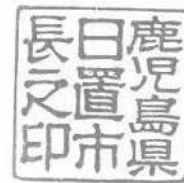
薩摩川内市長

岩切秀雄



日置市長

宮路高光



曾於市長

五位塚剛



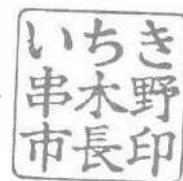
霧島市長

中重真一



いちき串木野市長

田畑誠一



南さつま市長

本坊 輝雄



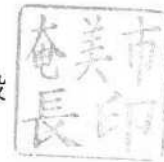
志布志市長

下平 晴行



奄美市長

朝山 毅



南九州市長

塗木 弘幸



伊佐市長

隈元 新



始良市長

湯元 敏浩



三島村長

大山 辰夫



十島村長

肥後 正司



さつま町長

日高 政勝



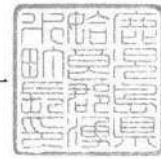
長島町長

川添 健



湧水町長

池上 滝一



大崎町長

東 靖弘



東串良町長

宮原 順



錦江町長

木場 一昭



南大隅町長

森田 俊彦



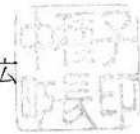
肝付町長

永野 和行



中種子町長

田淵川 寿広



南種子町長

名越 修



屋久島町長

荒木 耕治



大和村長

伊集院 幼



宇検村長

元田 信有



瀬戸内町長

鎌田 愛人



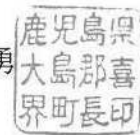
龍郷町長

竹田 泰典



喜界町長

川島 健勇



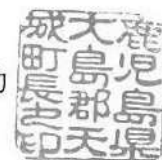
徳之島町長

高岡 秀規



天城町長

大久 幸助



伊仙町長

大久保 明



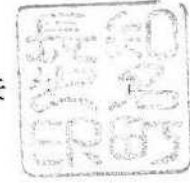
和泊町長

伊地知 実利



知名町長

今井 力夫



与論町長

山元 宗



指宿南九州消防組合管理者

豊留 悦男



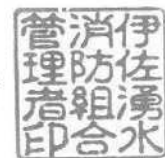
阿久根地区消防組合管理者

西平 良将



伊佐湧水消防組合管理者

隈元 新



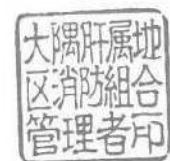
大隅曾於地区消防組合管理者

五位 塚剛



大隅肝属地区消防組合管理者

中西 茂



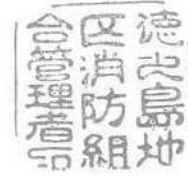
沖永良部与論地区広域事務組合管理者

今井 力 夫



徳之島地区消防組合管理者

大久保 明



熊毛地区消防組合管理者

八板 俊 輔



大島地区消防組合管理者

朝山 毅



13. 8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号
改正 平成4年3月23日 消防救第39号
改正 平成5年3月26日 消防救第36号
改正 平成5年5月14日 消防救第66号
改正 平成6年4月1日 消防救第45号
改正 平成7年6月12日 消防救第83号
改正 平成8年6月28日 消防救第127号
改正 平成8年11月7日 消防救第244号
改正 平成9年3月19日 消防救第67号
改正 平成10年3月31日 消防救第47号
改正 平成11年3月26日 消防救第68号
改正 平成12年7月26日 消防救第202号
改正 平成12年12月25日 消防救第316号
改正 平成21年3月23日 消防第97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したものの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防

応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
 - (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
 - (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
 - (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものと

する。

- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航

空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

(1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

(2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

(1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、

本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施す

- るため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

13. 9 防災消防ヘリコプター相互応援協定

防災消防ヘリコプター相互応援協定



平成31年3月18日



熊	本	県
大	分	県
宮	崎	県
鹿	児	島
長	崎	県



防災消防ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び長崎県（以下「五県」という。）において、消防組織法（以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請前に、各県が保有する防災消防ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用する防災消防事案が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査等により運航できない場合に発生したヘリの出動事案に対し行うことを原則とする。ただし、各県が保有するヘリが運航可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は、この限りでない。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援県」という。）は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。
2 応援活動中に、応援県で新たな事案が発生した場合は、活動に従事していない待機中の県が応援に従事するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が法第30条第1項に基づく市町村消防の支援業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で法第39条第1項の規定に基づき、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 第2条に規定する応援要請の手続き等は、別途定める。

(応援の中断)

第6条 応援県において、ヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援を要請した県（以下「要請県」という。）と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定による応援は、ヘリがヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに到着した時に終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にある時、又は、飛行中に出勤命令があった時は、その時点から応援が始まるものとする。
2 ヘリがこの協定に基づく応援活動中にその応援が中断され復帰命令があった時、又は、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出勤命令があった場合は、その時点をもって応援は終了するものとする。

(応援航空隊の指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請県の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

(事故等の連絡)

第9条 要請県は、応援県のヘリが次の各号に掲げる事案の発生があった場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 隊員等の死傷を伴うもの
- (2) 機体に重大な損傷を伴うもの
- (3) 救難対策を必要とするもの

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費及び消耗品費等の通常経費は、応援県の負担とする。ただし、応援に要するヘリの燃料費については、要請県の負担とする。

2 第6条による応援活動の中断、又は、応援中にその活動目的が、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の活動に変更になった場合は、その都度協議し定めるものとする。

3 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害は、応援県の負担とする。

- (1) 土地、建物工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

4 前項に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

5 前各号に定めるもの以外に要した諸経費の負担は、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 五県の長は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次の各号に掲げる項目について、相互に情報交換を行い、速やかに対応できるよう努めるものとする。

- (1) ヘリの進出拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの耐空検査等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生した時は、五県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成24年10月31日熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県が締結した防災消防ヘリコプター相互応援協定は、この協定の成立した時をもって消滅する。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、五県は記名押印のうえ、各県その1通を所持する。

平成31年3月18日

熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝貞



宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊嗣



鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園 訓



長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道



13. 10 空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

〔土木部港湾空港課〕

種子島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合中種子分遣所長による
種子島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

種子島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合中種子分遣所長は、種子島空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動において、つぎのとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは、空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、種子島空港管理事務所長（以下「甲」という。）と熊毛地区消防組合中種子分遣所長（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区 分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生時の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救難隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着した時には速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現状における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画に立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港の発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書)

第10条 この協定を証するため正本2通を作成し、二者において各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は平成4年6月12日より施行する。

甲 種子島空港管理事務所
所長 日 高 實 昭

乙 熊毛地区消防組合中種子分遣所
所長 中 森 正 雄

(注) その他、以下の通り空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定及び申し合わせが締結されている。

- * 屋久島空港及びその周辺における消火救難に関する協定（屋久島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合上屋久分遣所長）
- * 奄美空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定（奄美空港管理事務所長と大島地区消防組合管理者）
- * 喜界空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定（喜界空港管理事務所長と大島地区消防組合管理者）
- * 徳之島空港及びその周辺における消火救難に関する協定（徳之島空港管理事務所長と徳之島地区消防組合管理者）
- * 沖永良部空港における航空機の搜索、救難に関する申し合わせ（沖永良部空港管理事務所管理者和泊町長、知名町、沖永良部警察署、沖永良部与論地区消防本部、航空自衛隊沖永良部島分屯基地）
- * 与論空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定（与論空港管理者与論町長、沖永良部与論地区消防本部）

13. 11 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と鹿児島県土木部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年4月10日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、鹿児島県土木部長の要請があった場合、または鹿児島県において「災害警戒本部」又は「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を鹿児島県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、鹿児島県土木部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、鹿児島県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 鹿児島県土木部長は、鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、鹿児島県土木部長



に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-2の文書にて応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は鹿児島県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①~④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

- ① 大規模な災害である場合。
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)。
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

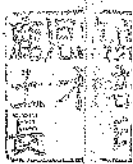
(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と鹿児島県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と鹿児島県土木部長が協議して定めるものとする。

2. この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、鹿児島県



においては土木部監理課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年2月28日から適用するものとする。

平成23年2月28日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局 企 画 部 長



鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿 児 島 県 土 木 部 長





別紙-1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

鹿児島県 土木部長

大規模な災害時の応援について（要請）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他



別紙-2

文 書 番 号
平成 年 月 日

鹿児島県 土木部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他



文 書 番 号
平成 年 月 日

鹿児島県 土木部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

災害対策用機械機器一覧表

令和元年5月1日現在

	機械機器名	規格	台数	保有事務所	備考
建設機械類	対策本部車	拡幅型	4	大分、宮崎、鹿国、九技	
	待機支援車		2	鹿国、九技	
	待機支援車	小型	3	九技、大分、宮崎	
	情報収集車		4	大分、宮崎、鹿国、九技	
	排水ポンプ車		60	九技(3)、遠賀(3)、筑後(4)、武雄(4)、長崎(3)、熊本、菊池(2)、八代(2)、大分(6)、佐伯(6)、延岡(4)、宮崎(8)、大隅(5)、川内川(9)	
	照明車		24	大分、宮崎(2)、佐伯、熊本、延岡(2)、鹿国、川内川(8)、大隅(5)、九技(3)	
	橋梁点検車		2	九技、宮崎	
	土のう造成機	自走式	4	大分、宮崎、川内川、九技	
	応急組立橋		4	九技(2)、鹿国(2)	
	簡易遠隔操縦装置	バックホウ用	7	大分、宮崎、鹿国、九技(4)	
	遠隔操縦式バックホウ		1	九技	
	分解組立型バックホウ		1	九技	
	簡易照明装置		1	九技	
	不整地運搬車		1	九技	
	路面清掃車		19	北国、福国(2)、佐国、長崎、熊本、大分、延岡、宮崎(2)、鹿国(5)、大隅(4)	
	歩道清掃車	ブラシ式	5	大隅(3)、鹿国(2)	
散水車等		10	北国、福国(2)、佐国、長崎、熊本、宮崎、鹿国(2)、大隅		
防災情報通信機器類	衛星通信車 (Ku-SAT II 車載型)	中型車	4	九技、大分、宮崎、鹿国	
	Ku-SAT II 可搬型		16	本局、遠賀、福国、北九州、武雄、佐国、長崎、熊本、八代、菊池、川辺川、山国川、佐伯、延岡、大隅、川内川	
	i-RAS		19	本局(4)、福国、佐国、長崎、熊本、大分(2)、川辺川、佐伯、宮崎(2)、延岡、鹿国(2)、大隅、九技	
	公共BB		2	本局、川辺川	
	油・ゴミ回収船		4	関門(2)、熊本港湾(2)	

※1 台数等に変更が生じた場合は随時更新を行う

別紙-1 (地方自治体貸付)

借受 (貸付)
 災害対策用建設機械 返納
 要請・命令書

・要請年月日 令和 年 月 日 時 分

・要請者等

・要請連絡者の所属・氏名 電話番号 _____

・要請方法 直接※ 電話※ 書類※

・要請連絡を受けた者の所属・氏名 内線番号 _____

・要請建設機械の種類・台数

機 械 機 器 等 名	台 数	機 械 機 器 等 名	台 数

・要請出動地先名 県 市町村 番地

・要請理由及び災害現況

・現地概況図・災害対策用建設機械運搬ルート図

借受 災害対策車等保有事務所長 貸付
 上記の通り災害対策用建設機械の 要請があったので、 に対しを
 返納 要 請 者 返納
 命ぜられたい。

副本部長	副本部長	企画部長	河川部長	道路部長	統 括 防 災 官	河 川 監 理 課	道 路 管 理 課	情 報 通 信 技 術 課	施 工 企 画 課

災害対策車等保有事務所長 殿
 要 請 者 殿

貸付
 災害対策用建設機械の を命ずる。
 返納

令和 年 月 日 時 分

災害対策本部長
 九州地方整備局長

注) ※については、いずれかを○で囲むこと。

令和 年 月 日
第 号

災害対策用機械機器平常使用許可申請書

〇〇事務所長 殿

〇〇県知事・市町村長等

下記の通り災害対策用機械機器を平常使用したいので、次のとおり使用申請します。

- ・使用責任者 所属 氏名 電話番号
- ・災害対策用機械機器名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	遠隔操縦式バックホウ			
	分解組立型バックホウ			
	簡易照明装置			
	不整地運搬車			
	路面清掃車			
	歩道清掃車			
	散水車等			

- 注 1. 使用する災害対策用機械機器の使用欄に○を付けて下さい。
2. 無線機を使用する場合は、整備局が通信のための要員を確保するものとします。

・借用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

・使用日時 月 日 時 ~ 月 日 時

・使用場所 県 市

・使用目的

・使用場所案内図 別紙のとおり

防災情報通信機器類平常使用許可申請書

防災室長 殿

事務所長

下記の通り地方自治体等より防災情報通信機器類の平常使用の使用許可申請書を受け付けましたので、「地方自治体等への災害愛作用機械機器貸付等要領」第5条の規定に基づき、使用申請します。

- | | | | |
|--------------|-------|----------------|-------------|
| ・使用事務所等連絡者 | 所属 | 氏名 | 内線番号 |
| | 課 | | |
| (無線機を使用する場合) | | | |
| ・使用者 | 所属 | 氏名 | 電場番号 |
| ・防災情報通信機器名 | 衛星通信車 | Ku-SAT II (可搬) | i-RAS |
| ・数量 | () | () | () |
| | | | 公共BB
() |

注 使用機器名は、いずれかを○で囲む。

- ・使用場所
別紙「別紙－ 2 (地方自治体用の様式)」のとおり

建設機械類平常使用許可申請書

事務所長 殿

事務所長

下記の通り地方自治体等より建設機械類の平常使用の使用許可申請を受け付けましたので、「地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領」第５条の規定に基づき、使用申請します。

・建設機械類名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	遠隔操縦式バックホウ			
	分解組立型バックホウ			
	簡易照明装置			
	不整地運搬車			
	路面清掃車			
	歩道清掃車			
	散水車等			

・使用場所 別紙「別紙－２（地方自治体用の様式）」のとおり

防災情報通信機器類平常使用許可申請書

事務所長 殿

防 災 室 長

下記の通り貴事務所で保有する防災情報通信機器類を次のとおり平常使用することとなりましたので通知します。

- | | | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|------|
| ・ 防災情報通信機器名 | 衛星通信車 | Ku-SAT II (可搬) | i-RAS | 公共BB |
| ・ 数 量 | () | () | () | () |
- ・ 使用場所 別紙－ 2 (地方自治体用の様式) 及び
別紙－ 3 防災情報通信機器類平常使用許可申請書のとおり

建設機械類平常使用許可通知書

事務所長 殿

事務所長

下記の通り貴事務所より平常使用の使用申請を受け、本事務所所有の建設機械類の使用許可を通知します。

・建設機械類名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	遠隔操縦式バックホウ			
	分解組立型バックホウ			
	簡易照明装置			
	不整地運搬車			
	路面清掃車			
	歩道清掃車			
	散水車等			

- ・使用場所 別紙－2（地方自治体用の様式）及び
 別紙－4 建設機械類平常使用許可申請書のとおり

災害対策用機械機器平常使用許可通知書

県知事・市町村長等 殿

事務所長

下記の通り平常使用の使用申請を受け、〇〇〇〇事務所保有の災害対策用機械機器の使用が許可されましたので、本書により通知します。

ただし、九州地方整備局において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害支援本部長より災害対策用機械機器の返納目録があった場合、直ちに使用を中止して、災害支援本部長が指示する場所に運搬し緊急使用事務所等に引き渡すものとします。

・災害対策用機械機器名及び数量

使 用	名 称	規 格	数 量	備 考
	対策本部車			
	待機支援車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	遠隔操縦式バックホウ			
	分解組立型バックホウ			
	簡易照明装置			
	不整地運搬車			
	路面清掃車			
	歩道清掃車			
	散水車等			

・使用場所 別紙－ 2 (地方自治体用の様式) のとおり

13. 13 自衛隊の災害派遣（撤収）要請様式

様式 1

第 号
年 月 日

殿

鹿 児 島 県 知 事

自衛隊の災害派遣について（要 請）

このことについて、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣要請します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考になるべき事項